

# 令和3年度第17回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和4年2月9日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

# 第 1 7 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 4 年 2 月 9 日 ( 水 ) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第 1 第 6 2 号議案 八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告について
  - 第 2 第 6 3 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について
  - 第 3 第 6 4 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について
  - 第 4 第 6 5 号議案 令和 3 年度 ( 2 0 2 1 年度 ) 八王子市教育委員会表彰について
  - 第 5 第 6 6 号議案 「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の改定について
  - 第 6 第 6 7 号議案 令和 4 年度 ( 2 0 2 2 年度 ) 統括校長を設置する学校の指定について
- 4 報告事項
  - ・ 「いじめの防止と発生した場合の対処 Q & A 」について ( 教育指導課 )
  - ・ 高齢者叙勲の受章について ( 教職員課 )

# 第 1 7 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 令和 4 年 2 月 9 日 ( 水 ) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 報告事項

- ・ いじめを許さないまち八王子条例第 1 2 条第 4 項に基づく調査報告書に示された 7 つの提言への取組について

## 出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	伊 東 哲
委 員	柴 田 彩千子
委 員	保 坂 暁 子

## 教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	松 土 和 広
学 校 給 食 課 長	田 倉 洋 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹

生涯学習スポーツ部長	音 村 昭 人
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	松 岡 秀 幸
生涯学習政策課長	福 島 義 文
文化財課長	菅 野 匡 彦
中央図書館長	一 杉 昇 子
教育指導課指導主事	山 崎 晃 司
教育指導課指導主事	鈴 木 篤
教職員課課長補佐兼主査	今 井 明
教育総務課主査	長 井 優 治
教育総務課主任	池 上 光
教育総務課主事	寺 田 美 緒
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村 温 美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、令和3年度第17回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をいたします。

本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日、追加議事日程の提出がありましたので、これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、教育委員会事務局管理職の出席について、部長及び一部の管理職に限定する対応とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、本日の議事でございますが、第63号議案については、人事に関する案件であるため、また、第64号議案及び報告事項「いじめの防止と発生した場合の対処Q&Aについて」は、いまだ意思形成過程のため、さらに第65号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規程により、非公開といたしたいと思いますが、それぞれについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第1 第62号議案 八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、中央図書館から説明願います。

一杉中央図書館長 第62号議案 八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告について御説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において1月31日に臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

恐れ入ります、議案の裏面を御覧ください。

図書館では、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染急拡大による保健所業務の逼迫状況を踏まえ、必要な応援人員を派遣するため、2月1日から2月28日まで、市内図書館全館で開館時間を午前10時から午後5時までと短縮しております。

次に、議案関連資料を御覧ください。

市民センター図書館など、一部の図書館は、もともと午後5時までですので、今回、実際に短縮しておりますのが中央図書館など5館となります。

図書館は、職員の勤務時間をずらして運営するいわゆるローテーション職場になっておりますので、開館時間を短縮することで保健所業務への応援職員を捻出いたしました。そのほかの図書館サービスにつきましては、感染防止対策を講じながら通常どおり実施しております。

説明は、以上でございます。

安間教育長 只今、中央図書館からの説明は終わりました。

まず、本案について御質疑はございませんか。

保坂委員 開館時間を短縮するということで、開館している間の体制に関しては変わりがないと理解してよろしいのでしょうか。

一杉中央図書館長 通常どおりの業務になっています。

保坂委員 人の配置も変わらないということでよろしいのでしょうか。

一杉中央図書館長 勤務時間をずらしてローテーションで対応しているのですけれども、全館で協力し合いまして通常の運営ができるようにしているところでございます。

保坂委員 保健所への応援は、非常に今の状態では大事な事かと思えますけれども、開館している時に出ている人が減って、それで、今のオミクロンに対する感染対策に支障が出るようなことがあったらかえってマイナスかなと思いましたので、質問させていただきました。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思ひます。

いかがでしようか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第62号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第62号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第5 第66号議案 「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の改定についてを議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願ひます。

北川統括指導主事 第66号議案 「八王子教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の改定についてです。

これについては、令和3年12月21日から令和4年1月21日までのパブリックコメントの実施、2月7日のいじめ問題対策委員会への報告を経た上で、これらの意見を踏まえ改正案としてまとめたものです。議案として上程いたしますので、よろしく願ひいたします。詳細は、担当の鈴木指導主事より説明申し上げます。

鈴木教育指導課指導主事 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針の改定について説明いたします。

はじめに、趣旨です。平成29年度に「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定してから、学校と教育委員会は、この基本的な方針に則っていじめへの対応を行ってきました。発生から4年が経過し、これまでのいじめ

への対応における課題が明らかになってきました。明らかになってきた課題を解決するために、基本的な方針を改定することとしました。その内容について説明いたします。

2、内容、(1)改定の目的は、1、趣旨を踏まえ、学校及び教育委員会が、いじめの防止等に向けてより実効性の高い取組を実施できるようにすることです。改定に当たり、12月21日から1月21日までパブリックコメントを募集いたしました。10名、21件の御意見をいただきました。パブリックコメントでいただいた御意見と教育委員会からの回答については、資料2「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針(改定案)」への意見募集の実施結果についてまとめてありますので、参考に御覧ください。

なお、パブリックコメントでいただいた最新の知識を取り入れた仕組みの構築、指導をお願いしたいという御意見を踏まえ、別紙、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」10ページ、(6)教員研修の充実の記載内容に、最新の知見や教育課題に基づくという表現を追加しています。

主な改定点について説明いたします。

資料1を御覧ください。

資料1では、主な改定点について、現行の基本的な方針の掲載ページと改定後の掲載ページと内容、この改定意図についてまとめてあります。

まず、現行の9ページ、(5)いじめの防止等に対する取組、ア、未然防止、(ア)児童・生徒の主体的な行動に対する支援について。「中学生サミット」の開催が記載されておりました。これを中学生のみを対象とした「中学生サミット」から、小学生も含めた児童・生徒が話し合い活動ができる形態への発展を想定し、児童・生徒を対象とした表現に変更をしています。

続いて、現行の17ページでは、(3)未然防止の項目の中で、イ、教職員の意識向上と組織的対応の設定が記載されています。これを教職員の資質向上及び意識の向上は、いじめ防止等に対する取組の全体に関わるため、新たに項立てしました。また、その内容について、年間3回実施することになっているいじめ防止等に関する教員研修の1回は、重大事態の内容について扱うことを追加いたしました。

続いて、現行の24ページに記載されているインターネットを通じて行われるい



じめの対応についてです。

( 5 ) 早期対応の中で記載がありました。未だ未然防止等も重要なことから新たに項立てし、情報モラルを身につけさせる指導の充実や、家庭と連携することの必要性を明確にするために記載内容を追加しました。

現行 29 ページ以降の重大事態に関する内容は、前回の協議でも御説明したとおり、いじめ防止対策推進法 28 条の第 1 項に基づく重大事態の調査について、より詳細に記載しました。

改定点は、大きく 6 点です。

1 点目は、いじめ問題対策委員会で御協議いただいた現行の 29 ページ、1、重大事態の定義、( 1 ) 重大事態の意味、エの児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあった時については、ア、イ、ウと並列ではなく、追加の要件として記載する形としました。また、重大事態と考えられる具体的な事例についても、内容が生命、心身、財産に重大な被害が生じた場合の具体例となっているため、掲載場所を変更しています。

2 点目は、28 ページ、( 2 ) 重大事態発生時の報告についてです。

ここでは、重大事態の判断の目安と教育委員会への報告について掲載しています。現行の基本的な方針で掲載されている図は、読み手による解釈の幅が大きいことから削除することにします。また、法の定める学校は、重大事態の発生を教育委員会へ報告するという規定が、基本的な方針で示されている電話での第一報を出すのか、文書での提出を指すのか明確ではありませんでした。そこで、教育委員会への第一報の目安としていた項目を学校が重大事態の疑いのある事案を把握してから、重大事態の該当性を判断する目安として記載することにし、30 ページ( 2 ) 報告書の提出において、学校が重大事態の発生を判断した場合は、電話で報告し、その後、文書で報告することを明記しました。

3 点目は、36 ページ( 4 ) 被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明についてです。国の重大事態のガイドラインに記載されているとおり、重大事態調査の開始前に、被害児童・生徒及び保護者への説明に関する項目を追加しました。

4 点目は、36 ページ( 4 ) 被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明、イ、及び 38 ページ、ウ、加害児童・生徒、他の児童・生徒等に対する調査結果の

情報提供についてです。ここでは、加害児童・生徒、保護者への調査方針等の説明、調査結果の情報提供について明記しました。これは、いじめへの対応において加害被害生徒への人権上の配慮が必要であることを明確にするためです。

5点目は、38ページ、調査結果の公表、公表の方法の確認についてです。現行の基本的な方針では、公表についての記載がありませんでした。国の重大事態のガイドラインの記載を踏まえ、重大事態調査の結果の公表について追加しています。

6点目は、40ページ(1)再調査についてです。ここでは、市長による再調査について、再調査を行う必要があると考えられる場合を追加しました。これは、保護者からの申立てがあった場合、どのような場合に再調査を行う必要があるかを明確にするためです。

今後のスケジュールですが、2月17日に市ホームページで公開し、2月18日の総合教育会議にて報告し、2月下旬には市立学校へ周知する予定です。

説明は、以上となります。

安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

まず、本案について御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

この改定されました基本方針は、とても素晴らしい内容ではないかと思っておりますので、とても評価しているのですけれども、この見せ方として関連資料の2の内容の(1)改定の目的の中に、これまでのいじめへの対応について課題があった、その課題があったから改定をするということになっているのですけれども、これまでのいじめ対応の中のどういうところが課題だったから、この基本方針を変えた、ここが変わったというような見せ方をしたほうが学校は分かりやすいのではないかと思います。

改定の意図や改定前、改定後、そして、改定の意図という一覧があるのですけれども、確かにここが変わったのだろうけれども、この八王子市教委として改定した理由、意図は分かるのですが、前のどこが問題だったのかということをやはり、少し見せて、ここが課題だったからここを変えたというようなそういう見せ方ができないかどうかというのが1点の質問です。

それから、パブリックコメントに関する御質問を読ませていただきましたけれど

も、その中で予想以上に教員の人権に関する研修をやるべきではないかという御依頼があるのですね。その答え方について見ると、特に、多様性、違いを認め合うことに関する内容が多いのですけれども、それについて通り一遍の答えをしていると。教員の人権感覚を高めていく研修というのをもっとシャープに考えていただきたいというのが1つ。

それから、この基本方針を実際、学校はどの程度実施しているかどうかということとをどうやって検証していくのか。その検証の方法についてもどこかに考えが示されているのかどうなのか。

以上、3点をお伺いしたいと思います。

安間教育長　　まず、前提として御指摘があったものに関して、これをさらに改善をすることができるのかできないのか、そこから話して事務局としての答弁をしてください。

鈴木教育指導課指導主事　　基本的な方針の内容につきましては、今日の協議を踏まえて、今日の議案として上程させていただいて議案として決定いただければこの内容で周知をしていく考えでありますので、現時点でこの内容そのものを変更するということはあまり考えておりません。

安間教育長　　それで良いのですか。

北川統括指導主事　　本日の議論の中で、修正が必要な部分については、もちろん修正を加えていきたいと思っております。その中で、今の御質問の内容ですけれども、課題に対してはどのように変わったかというところなのですが、前回、別紙1ということで示させていただいた資料、特に重大事態の対応の把握から最後公表までの部分のところ、明確に示されていなかったことがあったので、その部分が中心になります。これについては、学校に説明する場合に、改定の今回のポイントということで、全面に出してお示しし、今、予定しております年度替わったところ、全教員に対する悉皆研修でもその部分を全面に出して周知を図っていきたいと考えております。

2点目については、パブリックコメントの意見で教員の人権に関する研修というところですが、特に、年次研修にそういった内容をきちんと盛り込んでいくということとともに、年間3回以上校内研修を位置づけています。現在、この3回の研修

の中身が、学校のほうからもどのような内容をしたら良いか分からないというようなお声もいただいておりますので、学校がどのような研修を行ったら良いかというのを幾つか研修の提示というか、幾つかの事例をこちらのほうからお示して、学校が必要に応じてその研修の中から選んで実施できるような形にしたいと思います。その中に、人権に関するものを必ず位置づけて徹底するよう準備していきたいと思います。

また、3点目の検証についてですが、検証の方向については、これまで十分細部までは議論はしていなかったところもありますので、この辺り、方法については、また検討させていただきたいと思っています。

安間教育長　　つまり、御質問の1点目、2点目については、かつて議論した資料があるからそれを添付すると。説明の時には必ず添付するという対応なら考えられると。

北川統括指導主事　　はい。

安間教育長　　2点目の研修も、これは新たに作らなければいけないのかもしれないですけれども、こんな研修ですよというのが必ずセットで公表できるようにすると。

3つ目については、これから考えますと、それで同じように添付する、そのような対応になるのですかね。よろしいですか。

伊東委員　　ありがとうございます。

他に、御質疑ございませんか。

柴田委員　　御説明いただきましてありがとうございました。

4ページのいじめ防止などに関する基本的な考え方というところにつきまして、質問させてもらいたいのですけれども、(4)の保護者、家庭や地域、関係機関との連携というところについて、パブリックコメントのほうからも地域の側からも貴重な意見がたくさん出ているのですけれども、ここを単に1つ目の丸や2つ目の丸のようなPTAや保護者や地域の組織との関係性、連携性というものを考えていくということではなくて、もっと具体的に踏み込んで書いたほうが伝わると思っていますので、もう少し考えていただければというのが希望なのですけれども、その点いかがでしょうか。

鈴木教育指導主事　　保護者や地域と連携というところでいうと、確かにそのとおりだと思います。保護者や地域等の連携につきましては、11ページ(8)のところに、

保護者や地域等への働きかけという項目がありまして、その中で具体的に対応しているところです。ここに書かれているような地域、保護者への啓発活動の実施というところかというと、地域や保護者向けのリーフレット、今まで配っていた物を改定しまして、それを地域や保護者にも配布しながらこの基本的な方針の趣旨であるとか、いじめが起こった場合の対処、対応、どのような場所で相談ができるのかなど、そのようなことを明記したリーフレットなどの配布も予定をしております。

安間教育長　　つまり、ここに書いてありますよという御答弁ですか。

柴田委員　　11ページ、12ページに連携機関、具体例などが記載されていて、この点はとても分かりやすいと思います。ただ、パブリックコメントにあるように、それが起こった時に大人ができることとは何かということをもう少し具体的に落とし込んで書いていただけるとより現実味、対策に向けての現実味というのがまた帯びてくるのではないかと思いますので、御質問させていただきました。

鈴木教育指導主事　　今、御意見いただいたところを踏まえまして、この辺りの記載を検討していきたいと思います。

北川統括指導主事　　具体的に記載をという御指摘、その辺りは、もう一段具体的に記述したいと思います。現状、特に学校運営協議会の連絡協議会や小学校、中学校のPTAの連合会の例えば理事会や研修会等で趣旨のほうを説明する機会をいただいておりますので、その辺りで1つ、周知をしたり意見交換をしたりしているということがありますので、その辺りをきちんと明確にしていくということが考えられます。さらに、子どもの安全安心連絡協議会というものも条例と基本的な方針にも位置づいておりまして、ここでは、特に、学校の中だけで対応が難しい、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについては、なかなか地域や保護者の方々とともに課題解決する必要がありますので、皆様と一緒に考えていきたいと思います。今年度も取り組んでおりますので、その辺りも明確に記述できるようにしていきたいと思います。

保坂委員　　実際に、運用されればかなりプラスの面が出てくると思います。重大事態の調査をする場合に、国のガイドラインに、調査を実施する前に被害児童だけではなくて加害児童の保護者に対しても説明をというようなことが書かれていまして、それは、すごく大事なことだと思っております。いじめられる側もですけども、

いじめる児童・生徒は一体、どうしていじめるのかということは、いつもすごく疑問なのです。聞き取りなどの調査をする場合に、表面的なことだけではなくて、そこまで掘り下げるかどうかは難しいと思いますけれども、いじめる側、加害者側の背景というところを、もう少し調べられるような体制が、しかも、いじめる側には、多分、何か問題があるのだと思うのです。いじめられる側ではなくて、いじめる側のほうに多分問題があると思うので、それをどうやって対応するのかということがすごく大事だと思ひまして、発言させていただきました。

北川統括指導主事　　そこが、結局いじめをどのように対応していくかということの一番重要な部分だと思います。先ほどの教員研修の話と恐らく関連しますが、表面的でなく加害者も含めて、内面のところを見抜く教員の目、感度、そういったものを深めるという意味で、やはり研修というものは非常に重要となると思ひます。これは、教育指導課が企画する研修はもちろん、校内研修の内容の充実を通して、そういったところに育成を図っていくようにしてまいりたいと思ひます。

安間教育長　　加害者に対する分析というものも必要ではないかという御指摘、それについてはどうですか。

北川統括指導主事　　被害者とともに加害者についても、きちんと子どもの背景についても把握して対応できるようなそういったことが分かるような記述をしていきたいと思ひます。

安間教育長　　他にはございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、私から1点、確認のための質問をさせていただきますけれども、各委員から大まかに5点、御質問があったのですが、この5点は、もっと具体性が必要なのではないかというようなお話であると思ひますよ。今回、これを改定せざるを得なくなった理由というのがまさにそこにあつて、基本方針として提示したもののどう読み取るのかが分からない、そのために起きた不具合というのが今回のそもそもの改定の理由なのだと思うのです。となると、今、委員の方から貴重な御指摘をいただいた5点もあわせて、事前に市民等からの疑問が想定されるのだとするならば、それに対する対処案をこの基本方針に盛り込むのか、それとも、先ほどの話のような添付資料としてこれは、こういうことですよというような資料

にして、全部セットでこれが基本方針ですよというような示し方を学校に対してだけではなくて、市民全体に対して提示をしていく。このようなことが必要なのではないかと思います、可能ですか。

北川統括指導主事 基本的な方針を市民の皆様にも周知するものですので、それをセットで示せるようにしてまいりたいと思います。

安間教育長 分かりました。ぜひ、お願いして要望しておきます。  
よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本案について賛否の御意見をいただきたいと思います。

伊東委員 この議案に関しましては、もちろん賛成ということで、その上で意見を言わせていただければと思いますけれども、この教育委員会の基本方針を受けて、学校はまた、学校としての基本方針を策定していくことになろうかと思いますが、この基本方針も含めて学校が策定する基本方針を全ての教員が、例えば4月の最初の保護者会でしっかりと保護者の方々に説明できるようにするということが、これは色々なマニュアルでも求められていることだと思いますので、この辺りの学校に対する周知の仕方について、くれぐれも指導資料を作ったことで終わらせるということではなくて、そのところを丁寧にやっていただければと思います。

同時に、配付としては全教職員の端末にこれを一括して送付できないのか、それから、Q & Aと合わせてセットで一人ひとりの教員に電子ファイルを送っていただくというようなことを要望として申し伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

安間教育長 今の御指摘、6点目と数えたいと思いますが、教員が年度当初に説明すべき内容に同じような添付資料につけて、それも同時に学校に配付するというのが必要なのではないかという御意見だろうというふうに思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第66号議案については、いただいた御意見の内容を踏まえて修正、もしくは資料追加をするということを前提に決定すること、御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第 6 6 号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第 6 第 6 7 号議案令和 4 年度（2022 年度）統括校長を設置する学校の指定についてを議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 それでは、6 7 号議案令和 4 年度（2022 年度）統括校長を設置する学校の指定につきまして、担当の今井課長補佐から説明いたします。

今井教職員課長補佐兼主査 第 6 7 号議案令和 4 年度（2022 年度）統括校長を設置する学校の指定について御説明をいたします。

本件は、八王子市立学校の管理運営に関する規則第 6 条の 2 及び統括校長を置くことができる学校の基準の第 3 の規定に基づき、令和 4 年度（2022 年度）統括校長を設置する学校を指定するものでございます。

このたび、東京都教育委員会より、令和 4 年度教育管理職の配置案の提示がありました。本提示を踏まえ、統括校長を設置する学校として指定するのは、いずれの森義務教育学校、館中学校、加住中学校及びみなみ野中学校の 4 校でございます。

4 校ともに指定の根拠は、議案関連資料にお示ししました統括校長を置くことができる学校の基準第 2（2）でございます。

八王子市教育委員会の重点施策であります義務教育学校及び小中一貫校の校長 1 名、副校長 3 名という管理職の特例的措置が認められている学校でございます。4 校とも今年度と変更はございません。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教職員課からの説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。質問なのですが、設置基準の第 2 とありますよね。この例えば、（1）から（4）に該当する要件を満たしている学校であれば、数に制限なく統括校長を配置できるのか、それともある程度枠みたいな



ものがあるのか、この辺についてはどうなのか聞きたいと思います。

今井教職員課長補佐 東京都の統括校長の配置基準というのがございまして、こちらについては、東京都全体で原則として57人というような枠が示されております。

その中で、東京都が八王子市に4校と示されているものと理解しております。

伊東委員 具体的な数字をありがとうございます。

安間教育長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 では、私から、質問というよりも教職員課に対する要望なのですけれども、今の話のとおり、数に限りがあるわけで、今後変更する可能性というのはありますよね。その場合に、この部分だけで決定していくと、この4つの項目ではなくなったのですかと、そういうような話があり得るわけで、それに対する論理立てをぜひ教職員課で考えておいてください。いずれ、状況によって私はこの視点というのは変わらぬと思うのですよ。その時を見据えて、ぜひそれを想定した枠組みで、もし、都教委に要望すれば増える可能性があるかと、かつても話していたくらいですから。八王子市のスタンスとすると、この4つに該当するのだから要望をしますと、増やさなかったのは都教委なので、それは数の問題で、我々は数の問題ではなくて中身に関して該当するものは要求しましたよというのも我々としての1つのスタンスだと。ぜひ、考えておいていただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思います。

本案、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第67号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第67号議案については、このように決定することにいたしました。

安間教育長     それでは、続いて、報告事項となります。

教育指導課から報告願います。

北川統括指導主事     報告事項、いじめを許さないまち八王子条例第 1 2 条第 4 項に基づき調査報告書に示された 7 つの提言の取組について、担当の山崎指導主事より御報告申し上げます。

山崎教育指導課指導主事     いじめを許さないまち八王子条例第 1 2 条第 4 項に基づき調査報告書に示された 7 つの提言の取組について説明させていただきます。

この調査報告書は、令和 3 年 1 2 月 2 0 日付で八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会から八王子市教育委員会いじめ問題対策委員長に提出されたものです。

この調査は、報告書に明記されていますが、当該学校及び市教委の対応を検証することに主眼を置いて行われたものであり、その結果、事案に対する再発防止に向けた 7 つの提言が示されております。調査報告書に示された 7 つの提言に定められた問題点や課題については真摯に受け止め、いじめ総合対策としての取組に反映させてまいります。

では、資料の別紙を御覧ください。

本調査報告書に先立って、令和 3 年 5 月にいじめを許さないまち八王子条例第 1 3 条第 2 項の規程に基づいて、八王子市いじめ問題調査委員会により、八王子市長に八王子市中学校におけるいじめの重大事態に係る再調査報告書が提出されました。事務局としては、この再調査報告書に示された 5 つの提言を受けて、現在、いじめ対策のさらなる充実を行っている最中であります。今回の調査報告書における提言の内容は、現在、市教育委員会として、学校とともに取り組んでいるいじめ総合対策の充実の方向性の正しさを評価するものと受け止めており、基本的に現在取り組んでいるいじめ総合対策の一層の充実を図るという方針の中で、この本調査報告書の 7 つの提言に対する取組について検討させていただきました。

それでは、提言ごとに提言内容に係る現状の取組や追加して今後取り組むこと、新たな課題について説明させていただきます。

提言 1 においては、教員個人が問題を 1 人で抱え込まない組織体制を作ることが

示されています。教員個人や一機関が、問題や課題を1人で抱え込まずに組織的な連携を図りたいとすることができる体制づくりの必要性については、事務局としても重点的に取り組んでいるところでございます。

令和3年7月に、全市立学校に対して、学校いじめ対策委員会の実態調査を行いました。この結果、全学校において学校いじめ対策委員会を独立した会議として定期的に開催していることが確認されたものの、その頻度や時間、委員構成、検討内容、運営方法等について、学校によって異なる実態が明らかになりました。そこで、7月にオンラインによるいじめの悉皆研修を行い、指導担当部長及び統括指導主事より法に則った実効性のある学校いじめ対策委員会の実施のために、学校いじめ対策委員会を独立した会議として、週1回の定期開催を基本とする方針、議事録の作成と保存を徹底することなど、学校いじめ対策委員会の在り方を含め、八王子市教育委員会のいじめ総合対策の全体像について全教職員に周知したところでございます。令和3年度については、学校いじめ対策委員会の定期開催の目安を週1回とするという形にとどめていますが、令和4年度につきましては、全市立学校において、学校いじめ対策委員会を週1回以上の定期開催とすること。また、学校いじめ対策委員会をはじめとして、情報共有の時間を確保して組織的にいじめ問題に対応できるようにするために、週時程の中にいじめ対応のための時間を1単位時間確保することといたします。現在の取組を推進していくことが提言1に対する取組になると考えています。

提言2、教員が、児童一人ひとりと向き合うことのできる環境を整備することについてです。

具体的には、教職員定数や担当児童数をはじめとする教師の働き方改革の必要性や学校サポーター等の拡充など、既存の制度を最大限有効活用すべきことと示されています。この点に関しましては、教員が子どもと直接向き合う時間以外の業務については、悉皆系の簡素化、効率化、教員が現金を扱わない仕組みづくりが1つの課題でありましたので、7月の校長会の後に、金融機関の担当者から定期会計の電子化について説明を受けられる、そういった機会を作りました。各学校、悉皆系の電子化に向けて前向きに準備を進めています。

また、各学校に、全いじめ事案を掌握し教員を指導、助言する副校長を補佐する

ための人材配置として、4月の時点で、6校に配置していた副校長補佐のスタッフについて、11月に20校の追加配置を行いました。今後につきましては、令和4年度当初から、副校長補佐を配置する学校をさらに拡充する予定です。

また、提言1についての説明で申し上げた週時程の中に、いじめ対応のための時間を確保するため、令和4年度の教育課程においては、全市立学校が週授業時数の上限を28時間といたします。既存の制度を最大限利用することはもちろんのこと、新しく実施するこれらの取組を通して、教員が児童・生徒一人ひとりと向き合うことのできる環境を整備してまいります。したがって、現在の取組を推進していくことが提言2に対する取組になると考えております。

なお、教員の働き方改革の推進については、今後、検討をする必要のある事項といたします。

提言3、実効的な情報共有の仕組みを構築することについてです。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど、他の専門職との連携強化を図るための実効的な情報共有の仕組みづくりの必要性について示されました。現在、スクールソーシャルワーカーによる登校支援チームが、3日以上欠席された全児童・生徒の情報を学校と共有するため、個票システムを運用しています。令和3年度当初に、この個票システムにおいて不登校の背景にいじめが疑われるケースがあるかについて、学校いじめ対策委員会が確認することを促すアラート機能を追加しました。そして、この個票システムと別途指導主事が行っている相談できる大人についての調査を含む、気になる児童・生徒の状況把握の情報をいじめに対応する学校教職員、登校支援チーム、指導主事の三者がよりリアルタイムに共有して事案の対応が図れるような仕組みを7月に制定いたしました。

今後も、必要な情報を必要な時に即時入手し、連携を図り、いじめ問題の解決のためのツールとして有効に働くよう随時運用を図ってまいります。

令和4年度当初に向けて、現在学校いじめ対策委員会の議事録の共通様式を作成しているところございまして、学校が記入した議事録を学校とスクールソーシャルワーカー、指導主事が即時共有できるようにする仕組みを整えます。

こうした取組を推進していくことが提言3に対する取組になると考えています。なお、スクールカウンセラーとの情報共有の仕組みを現状以上のものにするという

ことについては、今後の課題として検討してまいります。

提言4、学校内におけるいじめ対策組織の実効性を強化することについてです。

いじめの早期発見及び早期対応を行うため、学校いじめ対策委員会の組織としての実効性を強化する措置を取る必要があるということが示されました。このことについて、提言1で申し上げた学校いじめ対策委員会を常設の独立した組織として週1回を目安として開催し、必ず議事録を作成するということは求めており、各学校で学校いじめ対策委員会がいじめへの対応に組織としての実効性を持つよう取り組んでいます。提言として示されたとおり、単に課題のある児童・生徒情報の共有をして問題として確認して終わるというのではなく、共有した情報を基に教師以外に学校に関わる専門職を含めた具体的な対応策を協議できる場とするために、学校いじめ対策委員会の運営方法やいじめの調査の具体的な進め方について示した「いじめの防止と発生した場合の対処Q & A」をスクールロイヤーの助言を経て、現在作成しているところでございます。このQ & Aを参照しながら、各学校が学校いじめ対策委員会を中心として、具体的にいじめ問題に対応できるよう周知徹底を図ります。

また、令和4年度に週1時間確保するいじめ対応のための時間については、現在、各学校が令和4年度の教育課程を市教育委員会に届け出るタイミングで、各学校が、いじめ対応のための時間をどのように有効活用するか、これを明確化しているか、学校ごとに確認をしているところでございます。

さらに、令和4年度に早い段階で各学校の学校いじめ対策委員会のコーディネーター役に対する研修を予定しています。このことにより、各学校の学校いじめ対策委員会が具体的な対応策を協議できる場として組織としての実効性を持った上の機会を作ってまいります。

こうした取組を推進することが提言4に対する取組になると考えております。

提言5、「いじめ」に対する正確な理解と対応方針を周知徹底することについてです。

具体的には、ガイドラインの整備や教職員に対する研修制度の拡充など、いじめに対する基本方針の周知徹底を早急に行う必要があると示されました。このことについて、各学校では年3回以上のいじめに関する校内研修を実施しており、令和3

年7月には、前述のとおりオンラインによって全教職員対象のいじめについての研修を実施いたしました。

また、各学校のいじめ対応の中心となる学校いじめ対策委員会のコーディネーター役に対する研修を令和4年3月に、まず実施することにしてあります。

今後につきましては、ガイドラインの整備という点で、提言4で申し上げたQ & Aの作成とこの周知を行います。そして、これらの内容を含め令和4年度の年度当初に全教員向けのオンライン研修の実施、また学校いじめ対策委員会のコーディネーター役に対する研修の実施を行い、教職員のいじめに対する正確な理解と対応方針の周知徹底を図った上で、各学校が法に則ったいじめ対応を行えるようにいたします。なお、現在進めている八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針の改定についてですが、この改定の狙いは、法に則った的確な対応をより明確に示すということもあります。基本方針の内容が整理されることで、教職員のいじめに対する正確な理解につながることを考えております。このような取組を推進していくことが提言5に対する取組になると考えております。

提言6は、記録の作成、管理、保管を適切に行うことについてです。

学校や市教育委員会において、記録の作成、管理、保管が適切に行われるよう、意識改革の必要性が示されました。令和3年度については、各学校において、年間3回以上実施しているいじめアンケートの卒業後3年間の確実な保管の徹底のため、2学期に指導主事が全校の適切な保管状況について確認をしております。

記録の作成や管理、保管の重要性については、教職員一人ひとりの意識を高める狙いを持って7月のオンラインによるいじめの悉皆研修においても周知しました。今後につきましては、前述いたしました学校いじめ対策委員会の議事録の共通様式の作成、活用を令和4年度当初から開始し、保管方法を統一します。作成中のQ & Aにおいても、事案に当たる教職員が随時参照しながら的確な記録を行えるようにするために、記録すべき項目や適切な保管についても明記をいたします。

また、週1時間確保するいじめ対応の時間の活用方法の一例として、いじめ事案に係る記録の作成を挙げるなど、記録の重要性についての意識改革を図ってまいります。こうした取組を推進していくことが提言6に対する取組になると考えています。

提言7は、重大事態調査の在り方を見直す必要があることについてです。

前述した、現在いじめの防止等に関する基本的な方針の改定を進める中で、いじめ問題対策委員会において、重大事態調査の在り方が協議をされています。改定作業に御協力いただいているスクールロイヤーとも、この点については入念に検討させていただいているところです。

重大事態調査の対応について、マニュアルの作成による手続の明確化が必須なことから、基本方針の改定及びQ & Aの作成、これを完遂し各学校への周知を図ってまいります。

こうした取組を推進することが提言7に対する取組になると考えています。なお、調査報告書でも指摘されているとおり、学校教育現場の実情を踏まえて、重大事態調査に直面する学校をどのように支援していくのかについて、今後も課題として取り組んでまいります。

私からの説明は以上になります。

安間教育長 只今、教育指導課からの報告が終わりました。

1点確認したいのですが、この調査報告書の提言に対する取組というのと、先ほどの基本方針との変更の中身との関連というのはどうなっているのですか。本来は同じ中身のことをやっているのに、何か別の話のように聞こえてしまうのです。その関連性というのは、どのように整理しているのですか。

山崎教育指導課指導主事 今回の調査報告書の提言に関しましては、もともと進めていたこの基本方針の改定、この方向性の正しさを評価するものというように事務局として受け止めております。ですので、関連性ということで申し上げますと、改定を進めているということが先にあって、それを評価するという位置づけでこの調査報告書を受け止めています。

安間教育長 そうすると、この提言1から7というのは、これはまさに先ほど伊東委員がおっしゃった、どのような課題があったから改定したのかという部分に当たらないのですか。ですから、やはり、そのように説明するのならば資料は別でも良いのだけれども、具体的な記述が必要だと言っていたのは、まさにその具体的な対策のことを言うわけで、それはこの追加して今後取り組むことに、まさにぴったりくるような気がするのですよね。ですからやはり、1度、全体像として整理を

する必要があるということを知っていて感じたのです。一応、確認です。

委員の方から、御質疑ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。今、教育長からお話があった7つの提言のところと関連するのですけれども、これ、この関連資料の趣旨を拝見しますと、これは調査部会から提言があったので、これを調査部会に報告するという意味ですよ。この内容について、その主述の関係がよく分からないのですけれども、この趣旨のところ、最後の述語が報告するとなっていますよね。

山崎教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。このことについては、2月7日(月)に八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会が開催をされまして、そのところで現在、事務局として取り組んでいることについて、この内容をいじめ問題対策委員会のほうに報告をさせていただいております。そこで、報告させていただいた内容を今回、この定例会でも報告させていただいているとこのような位置づけで捉えていただければと思います。

安間教育長 報告事項資料の「報告する」というのは、我々が報告するのですね。

伊東委員 このA4判横資料の右側に書かれている追加して今後取り組むことの書きぶりが、少し足並みがそろっていないという感じがするのです。具体的な部分と、例えば基本方針の改定をQ&Aで周知するという形で大まかに言っている部分と、やはり、例えば、提言3などは具体的にもっと書き込んだほうが良かったと思っていました。

それから、提言4のいじめ対策組織の実効性を評価すると、まさにこれはいじめの認知といじめの解消の判断を学校いじめ対策委員会がやるということが、ここが問われていることではないのかと思いました。

それから、提言の5では、いじめに対する正確な理解と対応というのは、これは、いじめの定義をしっかりと全員が理解しただけでは、いじめに対する理解や対応の仕方ができませんということ。

それから、提言7のところも重大事態については、基本方針であれだけ書いているのに、もう少しここは具体的に書くのか、それとも大まかで返すのかというこの書きぶりを揃えたほうが良いのではないかという気持ちがあったのですけれども、もう報告してしまったのだったらそれはもう仕方がないことなのですけれども。学校に



示す時は、少しそういったところを分かりやすく書かれたほうが良いと思いました。  
安間教育長 関連を書いたほうが良いかもしれないですね。ここに全部書き込むことは無理だとするならば、先ほどの基本方針の何ページにこの部分を書いてありますよとか、そうするとそれだけでも関連が出てくるかもしれないですね。

他に御質疑ございませんか。

柴田委員 このA3判一枚にきれいにまとめられていると思いますが、やはり説明していただいてこれを見て初めて分かる区分というのがあるかと思います。

その1つに、提言5のところに、学校いじめ対策委員会のコーディネーター役に対する研修会とあるのですが、そのコーディネーター役というのは、何か別の呼称があるのですか。あるいは、どのような人がこの役を担うのかというところが見えてこないのので、教えていただきたいと思います。

山崎教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。

ここで言う学校いじめ対策委員会のコーディネーター役というのは、それに対する特別な呼称を現在用意しているわけではありません。ただ、学校いじめ対策委員会を週1回以上定期開催をしていくという中で、現実的にその時に何を議案にしてその対策委員会で協議をしていくかということは、コーディネーター役が必ず必要になるだろうということでこのような形を取らせていただきました。そして、そのコーディネーター役がどの学校でもある程度同じ目線を持って、その学校の中でのいじめ問題に対していじめ問題対策委員会をはじめ、その組織としてのいじめ問題に対応していくために必要な考え方やその手段を市教委としてはバックアップしていきたいとそのように考えております。

柴田委員 御回答ありがとうございます。具体的には、例えば、このコーディネーター役というのは、教職員の誰かが校務分掌として担う役割というふうに理解してよろしいのでしょうか。

山崎教育指導課指導主事 そのように捉えていただいて大丈夫です。現実的には、恐らく生活指導主任の先生が兼任するとか、そのような形を取る学校が多いのではないかと想定しております。

柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

安間教育長 自分たちで分かっている固有名詞を書くと分からないから、今の山崎さ

んの説明に、学校いじめ対策委員会でコーディネーター役となる生活指導主任等にとすると、今の質問は出ないですね。やはりそういうところが必要なのかもしれません。

他にございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、私から1点要望させていただきます。

特に、部長に対しての話なのかもしれませんが、私はとにかくいじめ問題の八王子市の取組の根本というのは、働き方改革という要素が絶対あると思うのです。その上で、2つほどお願いがあるのです。

1つは、週時程に1コマ確保する、この対応時間、その中の質も大事なだけでなく、この1時間を捻出するためのテクニックの話にならないようにしてもらいたい。単純に、週1コマを取るとなると授業時間数が1コマ減るわけですから、ではそれをどうやって確保していくのかという、今度、教務主任あたりになってくると、数のテクニックの、数合わせの話になってしまうのですが、そうではなくて教育内容が重要なのです。ぜひ、今からでも教育課程のやり取りのところで取組ができるのなら、やはり、がらっと発想を変えてもらって、他の動きもあるのだから、水泳指導は土曜日や夏季休業日に集中してやる、特別活動の総合的な学習の時間については、今回のコロナのこともありましたよね。長期休業中にやるよりも組んでしまおうとか、そのように質をしっかりと確保できるような方策でこの週時程の1コマを作って、なおかつそこでしっかりと教員が子どもたちの話ができるような時間という位置づけを確立することをぜひ、本年度中から取り組んでもらいたいと思います。要望です。

もう1点が、この副校長補佐に関する話です。

さらなる拡充と書いてありますから、数は増やしていくのですが、何のための副校長補佐なのか。私は常々言っているとおり、教員から副校長になった方の苦手なところを補うための補佐なのだと。小中一貫校を見ていると小学校のことはこの人で、中学校のことはこの人とでいうように役割分担をしていますよね。そうではなくて、質で分けてもらいたいのですよ。その際、それを徹底してもらいたいことと同時に加えて、副校長の苦手なところでいじめの重大実態が起こったとき、客

観的に見て重大事態ではなくても、訴えがあったら重大事態の対処するのでしょうか。ということは、学校は調査報告書を作らなくてはいけないですね。それに特化できるような人材というのを、ぜひ教育委員会でストックしておいて、いつでも何かが起こった時にそこに派遣できるようにしたい。そういうことができる人を派遣できるならそれでもいいし、逆に確保できる人材側の副校長の代わりができるような人間と言うのだったら、それは、そこに送り込めば良いことですし、苦手な部分を何とかしたい。

行政職員にはあまりいませんが、教員は、「大丈夫ですか」と聞かれると、「皆で頑張るから大丈夫です」と、情緒的な回答になってきてしまう。これは、回答になっていないですね。「大丈夫ですか」と聞かれたら、回答は、「大丈夫です、または、大丈夫ではありません」のどちらかなのです。「大丈夫です」と言うからには、「皆で頑張りますから大丈夫です」ではなくて、時間であったり、こういう仕組みになっているからと答えるわけでしょう。現場にいる、前線にいる学校の先生中心とした報告書というのは、やり取りが情緒的になってしまうのだよね。

やはり、前の方針のところにも5W1Hをしっかりと書くと書いたけれども、それもなかったです。そういう部分の弱点を補えるような制度がこのいじめ対応のために必要なものであって、やみくもに副校長補佐、人が数多くいれば良いでしょうと言っているわけではないのですよね。ぜひ、そこら辺の目的を絞った形で工夫してもらいたい。

私、まだひそかに期待しているのが、指導担当部長のところにも何人が派遣できるような人材が置いておけて、今年もありましたでしょう、副校長が担任になって授業を持たなければいけないような状況が起こっている。その中で、この役割を全部副校長に果たせというのは、これ無理ですよ。これ、どんなに記録をしっかりとやってみようとして100万回唱えたとしても記録がしっかりとできるわけがないですよ。記録をしっかりとやってもらいたかったら、記録をしっかりと書くだけの時間を確保してあげなければ。なおかつ、それに特化したような人材を派遣してあげなければ。ぜひ、ストックの人材の確保はまだまだ期待していますので、努力をしてもらいたい。

2点、要望しておきます。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本報告を承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 続いて、教職員課から報告願います。

溝部教職員課長 それでは、高齢者叙勲の受章につきまして報告いたします。

今回受章された方は、郷田文比先生、元 浅川小学校校長でございます。

受章内容は、瑞宝双光章でございます。

発令日は、令和4年2月1日でございます。

報告は以上です。

安間教育長 只今、教職員課長からの報告は終わりました。

本件について御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、郷田先生、心から我々委員一同、祝意を述べさせていただいて報告として承らせていただきます。

安間教育長 以上で、公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方御退席をお願いしたいと思います。

再開は10時48分とさせていただきます。

【午前10時38分休憩】